資料３

令和6年度高知県居住支援協議会
地域包括ケア高齢者等の住まいの確保対策部会（第１回）
(令和６年10月21日)

生活困窮者自立支援法等改正について

高知県地域福祉政策課

(引用)９月６日開催「生活困窮者自立支援制度・生活保護制度 ・住宅セーフティネット制度等の見直し及び令和７年度概算要求状況に関する説明会（福祉部局・住宅部局向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000206134_00035.html

生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

R7年度概算要求額：732億円の内数
R6年度予算：657億円の内数
＋ R5年度補正予算：30億円

来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に応じた支援

★ 自立相談支援事業 ⚠ 改正
- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ 支援会議 ⚠ 改正
- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために住まいの確保が必要

★ 住居確保給付金の支給 ⚠ 改正
- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

緊急に衣食住の確保が必要

□ 一時生活支援事業 ⚠ 改正
- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり地域社会からも孤立

就労に向けた手厚い支援が必要

◆ 就労準備支援事業 ⚠ 改正
- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業
- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業 ⚠ 改正
- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業
- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

※★：必須、◆：努力義務、□：任意

今回の改正等への対応ポイント

１．新型コロナを機に顕在化した課題への対応

（１）早期発見・継続的な見守り機能の強化

① 支援会議設置の努力義務化【令和７年４月１日施行】

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

（２）多様な相談者層への対応強化

①（再掲）支援会議設置の努力義務化
【令和７年４月１日施行】

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化
【施行済】

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和７年４月１日施行】

④生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和７年４月１日施行】

２．持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

（１）住まいの相談に対応できる体制の整備

① 自立相談支援事業における居住支援の強化
【令和７年４月１日施行】

②重層的支援体制整備事業における居住支援の強化
【令和７年４月１日施行】

③（住宅セーフティネット法）居住支援協議会設置の努力義務化
【令和７年10月１日施行（予定）】

④ 一時生活支援事業の強化
・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化
【令和７年４月１日施行】
・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和６年度～】
・地域居住支援事業による見守り支援期間（最長１年）の柔軟化【令和７年４月１日施行（予定）】

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化
【令和７年４月１日施行】

（２）家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

①（住居確保給付金）家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和７年４月１日施行】

2（1）住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

住まいの総合相談窓口　市町村・都道府県

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用
  ※自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和７年度概算要求】
- 主に4つの機能を想定
  ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
  ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
  ③ 福祉事務所、地域包括支援ｾﾝﾀｰ、基幹相談支援ｾﾝﾀｰ等からの相談対応
  ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等

丸投げではない

後方支援・連携

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

＜活動例＞

- 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

入居前	入居中	退居時
• 住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない • 高齢等の理由により、家探しが困難 • 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた • 保証人がいない	• 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要 • 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している	• 残置物の処理が困難

【支援策】

✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

2（1）住まいの相談に対応できる体制の整備

①自立相談支援事業における居住支援の強化

必須事業

改正の趣旨

令和７年４月１日施行

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。

改正後の業務イメージ

来所
訪問

参画・課題等の共有
地域の支援方策の共有

自立相談支援機関

連携・活用

居住支援協議会

地方公共団体（住宅・福祉部局）
不動産関係団体
居住支援団体

- 住宅相談・物件の紹介等
  （民間賃貸住宅、公営住宅、セーフティネット登録住宅、居住サポート住宅 等）
- 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介　　等

住居確保給付金
家計改善支援事業
就労準備支援事業
日常生活自立支援事業
…

総合的なアセスメント
相談を受け、困りごとを整理

支援プラン作成・実行
同行支援、他機関への紹介等

モニタリング・プラン評価
プラン振返りと課題整理（プラン見直し）

生活困窮状態からの脱却
日常生活自立
社会生活自立
経済的自立

↳その他、適切な支援へとつなげる

※ 住まいの総合相談窓口の機能を自立相談支援機関以外の機関が担う場合であっても、自立相談支援機関において住まいに関する相談があった場合には応じるとともに、地域において効果的な支援が行われるよう、支援のノウハウや課題等を総合相談窓口の機能を担う機関と共有することが望ましい。

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）

住まいに関わる
課題がある
幅広い対象者

来所
訪問

住まいの相談窓口

相談の中で課題を把握・分析

連携・活用

不動産業者への同行等の入居支援
入居後の見守りや生活支援

参画・課題等の共有

地域の支援方策の共有

個別支援に活用可能な方策を可視化
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

自立相談支援事業

【体制例】
主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員、**住まい相談支援員**※
※加算は自立相談支援機関に配置した場合を想定

地域居住支援事業

連携して対応
（情報共有・助言、役割分担等）

総合的なアセスメント

相談を受け、
困りごとを整理

- 生活困窮者自立支援制度の利用が必要[注] → 生活困窮の支援プランを作成し、必要な支援等を実施（地域居住支援事業の利用等）
- 生活保護の利用が必要
- 生活保護を受給中 → 福祉事務所と連携（生活困窮者向けと被保護者向けの地域居住支援事業の一体実施等）
- 経済的な困窮はないが、独力での課題解決は困難 → 居住支援法人等の地域の社会資源と連携
- 不動産業者等への相談により独力で課題解決可能 → 情報提供のみで終了

丸投げではない

福祉事務所
地域包括支援センター
基幹相談支援センター
等

注）住まいの総合相談窓口からつながる場合を含む

2（1）住まいの相談に対応できる体制の整備

④一時生活支援事業の強化

努力義務

【実績】
・シェルター：366自治体(40%)(R5)
・地域居住支援:55自治体(R5)

令和７年４月１日施行等

改正の趣旨

- ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。

改正後の業務イメージ

● 自立相談支援機関及び関係機関等と連携して、地域のニーズ等を把握し、事業実施を検討。

✓ 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。
一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。

● 支援ニーズが少ない、マンパワーの不足等の事情を抱える自治体についても、以下のような方法により、事業を実施することも考えられる。

✓ 単一の市等による単独での実施が困難である場合は、複数の市等で、更に、単一の都道府県による単独での実施が困難である場合は複数の都道府県で連携する等、広域的な実施体制を整備する。 なお、広域的な事業実施体制を整備した場合であっても、事業の実施主体はあくまで個々の市等又は都道府県であって、事業実施の判断は個別に行う。

✓ シェルター事業の利用者数の見込みを立てにくい場合、借り上げ方式により利用実績に応じて支払う。

✓ 居住支援法人等の地域資源との連携（委託）により事業を実施する。

拡充 推進枠

居住支援事業の強化

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2874）

令和７年度概算要求額　732億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

改正生活困窮者自立支援法等（※１）において、居住支援事業（一時生活支援事業から改称）について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が福祉事務所設置自治体の努力義務とされた。また、一定の要件に該当する生活保護受給者（「特定被保護者」（※２））も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として事業を実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※１ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行

※２ 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

2　事業の概要・スキーム

（現行）

住居に不安を抱えた生活困窮者

- ホームレス
  - 路上、河川敷等
- 不安定居住者
  - 友人知人宅、ネットカフェ、立ち退き、滞納等

一時生活支援事業（任意事業）

- **シェルター事業**
  〈当面の日常生活支援〉
- **地域居住支援事業**
  ・入居支援　・見守り支援（※）　・環境整備
  （※）期間は最長１年

→ 安定した居住の確保・地域生活

（改正後）

住居に不安を抱えた生活困窮者

- ホームレス
  - 路上、河川敷等
- 不安定居住者
  - 友人知人宅、ネットカフェ、立ち退き、滞納等

居住支援事業（必要な支援の実施を努力義務化）

- **シェルター事業**
  〈当面の日常生活支援〉
- **地域居住支援事業**
  ・入居支援　・見守り支援（※）　・環境整備
  （※）期間の柔軟化（延長も可とする）

→ 安定した居住の確保・地域生活

3　実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体９０７自治体）　○補助率：国　２／３　都道府県・市・区等　１／３

○実施自治体数（令和５年度）：シェルター事業366　地域居住支援事業55

2（1）住まいの相談に対応できる体制の整備

⑤居住支援法人との連携の努力義務の明確化

努力義務

【指定状況】
・896法人（R6.6末時点）

令和７年４月１日施行

改正の趣旨・効果

- 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとする。

✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正後の業務イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定

（法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり）

居住支援法人に指定される法人

・ＮＰＯ法人、一般社団法人、一般財団法人
・社会福祉法人
・居住支援を目的とする会社（不動産事業者等）

居住支援法人が行う業務

・セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
・大家に対する必要な情報提供
・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
・住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

居住支援を依頼	支援依頼したケースの支援調整会議への参加を依頼	支援会議の構成員として参画を依頼	自立相談支援機関の住まい相談に関する（再）委託先に	地域居住支援事業の委託先に

- 居住支援法人による居住支援（入居中の支援等）は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

【令和７年10月１日施行（予定）】

２（２）家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

必須事業

①（住居確保給付金）家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

改正の趣旨

令和７年４月１日施行

- 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助

改正後の業務イメージ

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

<対象者>

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定）を満たす者
  - ※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等
  - ※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
  - ※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

収入要件：市町村民税均等割非課税の水準＋家賃額
資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の６か月分で、100万円を超えない額

<支給額> 転居先の住宅扶助額に３を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

<支援の流れのイメージ>

※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ

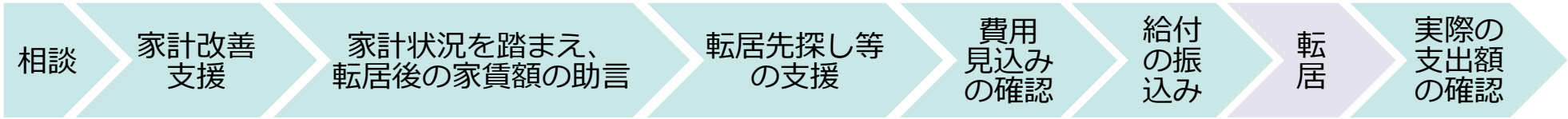

※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる